

別表第1（第2条関係）

項目	内 容	金 額	備 考
慶祝	各種式典等	10,000円	内容に応じ10,000円を限度とするが、会費の額が定められているときは当該金額とする。ただし、近隣自治体等との均衡を図る必要がある場合は、各自治体と調整のうえ決定する。
	賀詞交歓会・新年会	10,000円	
	スポーツ・文化等行事	10,000円	
会費		相当額	会費の指定のないものは原則5,000円とする。ただし、近隣自治体等との均衡を図る必要がある場合は、各自治体と調整のうえ決定する。
見舞	市政関係者のうち、市長が特に必要と認めた者	10,000円	原則として10,000円を限度として支出する。 ただし、7日以上入院または1ヶ月以上の自宅療養をしたときに限る。
協賛	各種団体等の活動への協賛	相当額	内容に応じ、その都度決定する。ただし、近隣自治体等との均衡を図る必要がある場合は、各自治体と調整し、市の実情により決定する。
渉外		相当額	内容に応じ、その都度決定する。ただし、会費の額が定められているときは当該金額とする。
その他	行政運営のため、市長が特に必要と認めたとき	相当額	内容に応じ、その都度決定する。